

東御市空家等対策実施施策 令和7年度年次計画

区分	空家等対策計画 施策			年次計画			担当課	具体的な対応方針区分
	番号	施策・取組み	内容	事業名	事業内容	令和7年度計画		
空家等発生 の抑制	1	適正な空家等管理に対する意識の醸成及び啓発活動	居住段階から空家となった場合の適正な管理について、情報発信や相談会の開催などによる意識の醸成・啓発を図る	全地区空き家相談会	空き家の相続問題や利活用方法、空き家バンクへの登録について、不動産取引や行政手続きの専門家や市職員に無料で相談できる場を提供する。	5月25日と1月末の2回開催する。なお、相談会については予約制とし、1月の相談会については昨年と同様に啓発セミナーとあわせて開催する。対象者は次のとおりとする。 ・空き家所有者、家族・親族 ・空き家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族 ※空き家に住みたい・空き家を借りたい方は対象外	企画振興課 関係課	(1)-①③
				首都圏等での空き家相談会	東御市内に存在する空き家の所有者のうち、2割は首都圏在住であることから、銀座ながの等で所有者向けの空き家相談会を開催し、空き家の利活用や適正な管理を促進する。	市単独の移住セミナー等とあわせて、6月と10月(未定)の2回開催する。対象者は次のとおりとする。 ・首都圏在住の空き家所有者、家族・親族 ・空き家になる可能性のある物件の所有者、家族・親族 ※空き家に住みたい・空き家を借りたい方は対象外	企画振興課	
				市報等での啓発活動	空き家問題は市全体において、深刻な問題となっていることから、市報でシリーズ化した形で継続的に記事を掲載することで、市民へ空き家についての関心を高める。年4回程度掲載予定。空き家バンク物件などをYouTubeなどのSNSで発信することで、空き家の活用方法を具体的にイメージしてもらうきっかけを創出する。また、生涯学習講座に「東御市における空き家の現状と対策について」を新設し、啓発する。	事業内容のとおり	企画振興課	
				啓発チラシ作成	空き家となる前の準備、及び空き家となった後の適正管理の必要性や、各種支援制度についてまとめ、所有者意識の醸成を図る。	既存の啓発チラシをベースに関係係との協議により内容を更新し、窓口での配布及び令和7年度固定資産税等の納税通知書(令和8年4月)に同封する。	建設課 企画振興課	
	2	地域への情報提供と連携体制の構築	地域との連携体制を構築し、空き家に関する情報を共有し地域との連携体制を構築する	地区別空き家懇談会	各地区の協議会と連携し、空き家に関する業務を専門に行っている地域おこし協力隊や宅建協会等がセミナーを行い、市民への意識啓発を促進する。空き家問題は、地域の問題として考えてもらうため、対象者を地元住民とする。また、空き家対策担当の地域おこし協力隊が独立後に地域の中で実施していく事業について周知していく。	北御牧地区については、空き家・土地ハンティングツアーを5月17日に開催。移住希望者と空き家や空き土地のマッチングを促進する。その他の地区については、各地区の協議会と実施内容を協議し、実施内容の検討を進めていく。	企画振興課 地域づくり支援課 関係課	(1)-①③
	3	高齢者等への総合相談窓口	医療と介護、福祉の総合相談窓口である地域包括支援センター機能と市内外の居宅介護支援事務所が連携しさらなる支援体制を構築する	空き家予備群掘り起こし	独居老人や高齢者世帯が増加していることから、今後空き家となり得る可能性のある「空き家予備群」に対する啓発方法や相談窓口の在り方について、福祉課、ケアマネージャー、民生児童委員などの皆さんと検討を進める。空き家バンクや空き家の管理に関する情報をケアマネージャーや民生児童委員に共有し、独居老人や高齢者世帯、その家族に向けて情報発信を依頼する。 ・独居老人や高齢者世帯が増加していることから、今後空き家となり得る可能性のある「空き家予備群」が多く存在すると考えられる。空き家になる前に、対策を講じることが有効であることから、今年度は、普段独居老人や高齢者世帯と接する機会が多い福祉課、ケアマネージャー、民生児童委員などの皆さんに、ヒアリングを実施し、実態等を把握することで、今後の具体的な対策について検討する。	(企画振興課) ・市の空家等管理活用支援法人と連携し、定期的にケアマネージャー、民生児童委員向けに空き家対策に関する情報を共有し、空き家予備群へ空き家の管理や利活用の啓発に努める。 ・空き家予備群の情報をもとに、空き家所有者やその家族に対するアプローチを進める。 (福祉課) ・入所施設、小規模多機能事業所、グループホーム利用導入時、空き家対策情報共有し家族への周知を図る。 ・「身寄りのない方への支援ガイドライン」を策定する中で、空き家を発生させない終身サポート体制の行動指針を定める。	企画振興課 福祉課	(1)-①
				高齢者等への総合相談窓口	医療・介護・福祉の総合相談窓口である地域包括支援センターと市内外の居宅介護支援事業所が連携し、さらなる支援体制を構築する。	・市内のケアマネージャーが定期的に集まるケアマネネット部会で空家予備群に係る情報を共有し、空き家を発生させない先回りの支援を協議する。 ・各居宅介護支援事業所ごとに個別に情報交換の場を設ける。	福祉課	
4	リフォームに関する情報提供及び相談体制の整備	国、県のリフォーム補助金に関する情報提供やリフォームに関する相談体制を充実させる	リフォーム補助金の活用	国及び県では、断熱性能を向上させる等の省エネルギーに資するリフォーム工事への補助を行っているため、補助金を活用した住宅利活用を促進する。	・国及び県の制度について情報収集に努め、窓口へのチラシ設置及び問い合わせの際に周知する。 ・空き家相談会において案内を行い、空き家の利活用を促進する。	建設課	(1)-②	
5	住宅の安全性及び質を高めるための住宅改修促進	市の制度を活用した木造住宅耐震診断及び耐震改修を促進する	耐震診断及び耐震改修への補助	昭和56年5月31日以前に着手された一戸建て木造住宅を対象として、耐震性能の評価(無料)及び診断結果に基づき補強及び建替えへの補助(上限100万円)を行い、耐震化を図るとともに、空き家の利活用につなげる。R6実績 耐震診断10件、耐震改修2件、除却2件。	・納税通知書等へのパンフレットの封入や空き家相談会で制度の周知を行い、耐震化と空き家の利活用を促進する。	建設課	(1)-②	
6	長期優良住宅認定による資産税の軽減措置	耐震改修又は省エネ改修を施した長期優良住宅認定による減税特例の周知を図る	長期優良住宅認定による資産税の軽減措置	空き家等発生抑制のため、耐震改修又は省エネ改修を施した長期優良住宅認定により減税特例措置を講じられる。	・この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。	税務課	(1)-① (2)-②	
7	空き家バンクの周知及び情報発信	空き家バンクの周知及び情報発信により登録件数の増加を図る	空き家バンク制度の充実	各地区地域づくり協議会、区長会と連携し、空き家の掘り起こしを進めるとともに、移住者の意向に沿いながら、移住者と空き家とのマッチングを促進する。	・全地区空き家相談会、地区別空き家セミナーなどを通じて、空き家の掘り起こしを行い、移住者からの相談に応じて随時空き家とのマッチングを行う。	企画振興課	(1)-③ (2)-①	

区分	空家等対策計画 施策			年次計画			担当課	具体的な対応方針区分	
	番号	施策・取組み	内容	事業名	事業内容	令和7年度計画			
	8	重伝建地区・家屋調査連携事業	売買、賃貸を希望する所有者等の実態を保存会と協働して把握し、空家等の商業的利活用を希望する者とをマッチングする	海野宿魅力発信事業	海野宿でのイベント開催を通じて、海野宿への来訪者数の増加を図り、海野宿内の建物の魅力を知ってもらう機会を創出し、貸し手・借り手、売り手・買い手のマッチング機能向上を図る。	・海野宿開宿400年記念事業として、年間を通し様々な事業を実施することにより、海野宿の魅力に触れる機会を創出することで空き家等の利活用意欲の促進を図る。 ・市、保存会及び不動産業者が連携し効率的なマッチングを図ることのできるフロー(手順書)の作成に取り組む。	商工観光課 (教育委員会)	(1)-③ (2)-③	
	9	田中地区・店舗調査連携事業	売買、賃貸を希望する所有者等の実態を東御市商工会などと協働して把握し、空家等の商業的利活用を希望する者とをマッチングする	空家等の商業的利活用による市街地活性化事業	東御市商工会と連携し、田中商店街の空き家・空き店舗状況の把握及び更新を行い、創業相談者への情報提供を行うと共に、事業者と所有者のマッチングを行う。	・「東御市空き店舗等情報登録制度」の実施により、市内全域の空き店舗情報と利用者情報のデータベース化を行い、創業相談者への適切な情報提供とマッチングを行う。 ・田中商店街でのイベント開催時には空き店舗の周知を行い、利活用意欲の促進を図る。	商工観光課	(1)-③ (2)-④	
空家等の利活用	10	空き家バンクの周知及び利用促進	空き家バンクの周知及び支援制度により登録・契約を促進する	「空き家等管理活用支援法人」の指定準備	市の空き家対策を補完する民間企業を支援法人として指定することで空き家の管理や利活用を促進して空き家のバンクの利用を促進する。	・空き家等管理活用支援法人と連携した取組を強化し、必要に応じ、各種相談会やセミナー等の協力を依頼し、空き家バンクの利用促進を図る。	企画振興課	(1)-③ (2)-①	
	11	移住定住希望者への情報発信	移住定住希望者への空き家情報提供により移住定住を促進する	移住体験施設を活用した空き家の利活用の推進	和地区に整備した移住体験施設を基軸に、和地域づくり協議会と連携し、地域のイベント等をパッケージ化したお試し移住体験を積極的に実施することで、「地域と一体となったモデル事業」を構築し、各地区の空き家の利活用を波及させる。	・10月4日に和地域づくり協議会と連携し、移住者・移住希望者との交流の機会を創出するとともに、空き家情報の提供を行う。	企画振興課	(2)-①	
	12	空き家の実態把握	定期的な空き家調査による実態把握を行い、利活用の促進と所有者への啓発を図る	空き家調査	水道の閉栓データをもとに各地区の空き家調査を行い、あわせて空き家所有者へのアンケート調査等を実施し利活用の促進を図る。	・北御牧地区の空き家調査を実施し、実態把握と利活用の促進を図る。	企画振興課	(1)-① (2)-①	
	13	固定資産税(市税)軽減措置の対象となる施設の利活用	家庭的保育、居宅訪問型等の小規模保育事業に供する家屋等の減税特例の周知を図る	固定資産税(市税)及び不動産取得税(県税)軽減措置対象となる施設の利活用	固定資産税については、家庭的保育、居宅訪問型等の小規模保育事業に供する家屋等に特例措置が講じられる。不動産取得税については、家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得において特例措置が講じられる。	・この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。 ・事業者への周知として、保育課等の関係部署と連携を図る。	税務課	(2)-②	
	14	不動産取得税(県税)軽減措置対象となる施設の利活用	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	家庭的保育事業等の用に供する家屋等の不動産取得に係る減税特例の周知を図る	税務課	(2)-②
	15	重伝建資源を活かした商業的利活用促進事業	教育委員会と調整を図りつつ、空家等の所有者と商業的利活用を希望する者とをマッチングする	重伝建の空き家等利活用促進事業	海野宿保存会等と継続的な情報共有を行い、既存の空き家マップの更新を行い、空き家の活用(購入・賃借等含む)希望者と所有者とのマッチング体制の構築に取り組む。	・既存空き家マップの更新と併せ、建物の大きさ、特徴等を記載した建物毎の台帳整備を行う。 ・地元海野宿保存会を中心としたマッチング体制の構築に努める。	商工観光課	(1)-③ (2)-③	
	16	空家等の商業的利活用による市街地活性化事業	空店舗等の所有者と商業的利活用を希望する者とをマッチングする	9同様	同左	同左	同左	商工観光課	(1)-③ (2)-④
17	空家等に関するデータベース整備と活用	データベース構築し関係部署等と共有・連携により空家等対策の強化を図る	空家等に関するシステム運用	令和4年度において、空家等の所在、状態及びアンケート調査を管理するためのシステムを導入した。	・関係課において運用方法を統一することで、相談や対応内容を各課で共有し空き家相談の効率化を図る。	企画振興課 建設課	(2)-⑤		
管理不全な空家等の改善	18	管理不全な空家等に対する相談	管理不全な空家等に対する相談窓口となり関係部署へ繋げる	管理不全な空家等に関する相談・助言・指導 老朽危険空き家解体への補助	植栽繁茂、野生動物の営巣など、管理不全な空家に関する近隣住民からの苦情に基づき、管理者へ適正管理を促す。 概要については、データベース化 空家等が解体されない一番の原因が解体費用に関することから、すでに県内複数の自治体でも取り組まれている、老朽危険空き家解体への補助(上限75万円)を行い、老朽危険空き家解体の促進を図る。	・通年受付 ・納税通知書等へのパンフレットの封入や空家相談会で制度の周知を行い、老朽危険空き家解体を促進する。	生活環境課 建設課	(3)-①	
	19	管理不全な空家等(倒壊等)の管理指導と特定空家等の一元的対応及び措置	地域住民及び周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家等への一元的助言・指導及び特定空家等への認定と法的措置を実施する	特定空家等への措置	地域住民及び周辺環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等について、改善するための法的措置を実施する。	・すでに特定空家等として認定した案件について、案件ごとに個別具体的な対応方針を検討し、所有者及び相続関係人に対し改善のための指導・助言を実施する。	建設課	(2)-②	
	20	管理不全な空家等の管理指導	雑草や立木の繁茂などによる管理不全を所有者等への改善を依頼する					生活環境課	(2)-①②
	21	空き家を除却した土地の固定資産税等の減免	空き家を除却した場合の税負担を減免し不要な空き家の除却を促す	空き家を除却した土地の固定資産税等の減免	空き家を除却した土地について、空き家対策の促進および市民の安全安心の確保に寄与することを目的とし、固定資産税等の減免措置を講じられる。	・この制度について、市報やホームページ、パンフレット等を活用して、周知を図る。	税務課	(2)-② (3)-①	
	22	所有者等を特定する方法に関する研究	不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を研究し所有者等の特定及び管理不全な空家等の改善を図る	検討中	同左	同左	同左	建設課	(3)-②
	23	行政による緊急安全措置等に関する制度の活用検討	必要最小限度の危険回避措置を講ずることのできる制度の活用を検討する	検討中	同左	同左	同左	建設課	(3)-②
24	固定資産の情報提供、相続等状況の把握	空家等所有者の固定資産税情報、相続状況等を把握し関係部署と共有し所有者不明土地の発生を防ぐ	固定資産の情報提供、相続等状況の把握	空家等所有者の固定資産税情報、相続状況等を把握し、関係部署と共有し所有者不明土地の発生を防ぐ。	・引き続き、固定資産情報の関係部署への情報共有と相続人調査を継続し、相続人の把握に努める。	税務課	(3)-①②		